

第50回滋賀県景観審議会の会議概要

掲載日:2007年2月26日

都市計画課 公園緑地・景観担当

日時:

平成18年12月27日(水曜日)
13時30分～16時まで

場所:

大津合同庁舎7-A会議室

議題:

- (1) 景観審議会運営要領の改正について
- (2) 景観影響調査書の添付が必要な琵琶湖景観形成地域内の届出に対する指導について(諮問)

出席者:

10名中8名出席
佐野委員 谷委員 中野委員 濱崎委員 福山委員
山崎正和委員 山崎和子委員 山本委員

欠席者:

小浦委員 宮城委員

事務局:

本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいまから「第50回滋賀県景観審議会」を開催させていただきます。開会に当たりまして、土木交通部次長の小川よりご挨拶申し上げます。

次長:

(挨拶)

事務局:

本日の審議会の定足数ですが、委員 10 名中 8 名のご出席をいただいております。「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」施行規則第 18 条第 3 項の規定により、本日の審議会が成立していることをご報告申し上げます。

本日は、今年の 9 月 19 日から 3 年間の任期で委員をお願いしております第 10 期の景観審議会としての初めての会合であり、委員 10 名のうち 4 名の方に新たにご就任をいただいておりますので、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。(以下、委員紹介)

事務局:

本日の予定ですが、会議次第にありますように、委員ご就任後初めての会合ですので、まず会長の選任等、審議会の運営上必要な事項について決議いただきたいと思います。

その後、景観審議会運営要領の改正について、ご審議いただくとともに、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例に基づく、琵琶湖景観形成内における景観影響調査についての諮問を行いたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは最初に「景観審議会会長の選出」をお願いします。施行規則の規定では「委員の互選」によることとなっておりますが、いかが致しましょう。

委員:

事務局の案はありますか。

事務局:

事務局といたしましては、今後の懸案事項として景観法に基づく景観計画の策定を急ぎ進める必要があることから、景観計画の策定などに大変お詳しい立命館大学教授の山崎正史委員に会長お願いしたいと思いますがいかがなものでございましょうか。

(異議なしとの声)

異議なしとのお声をいただきましたので、山崎委員に会長をお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長:

ただいま、皆さんの御推挙により会長を務めることとなりました、山崎です。委員の皆様方の御協力の程、よろしくお願いいたします。

事務局:

それでは、以後の議事進行につきましては、施行規則第 18 条第 2 項の規定によりまして、山崎会長に議長をお願いしたいと思います。

会長：

それでは景観審議会、会長代理および専門部会委員の指名について、事務局より説明をお願いします。

事務局：

風景条例施行規則第17条第3項では、会長の指名により「会長代理」を定めることとなっております。また、専門部会につきましても、施行規則第18条の2に、その設置が定められており、会長の指名により定めることとなっております。さらに専門部会の部会長につきましても会長の指名となっておりますので、併せて会長にお願いいたしたいと思います。

会長：

それでは事務局からそれぞれ指名せよとのことですが、事務局の案はありますか。

事務局：

事務局としましては、会長代理には前回から会長代理をお引き受けいただいていた宮城委員にお願いできないかと考えています。また、専門部会につきましては、今後景観計画の策定について集中的に検討をお願いしたいと考えます。このため、委員には前回から引き続き、中野委員、濱崎委員、小浦委員そして部会長は山崎新会長に兼務をお願いできないかと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：

いま、事務局より案の説明のありましたが、会長代理には「宮城委員」、専門部会委員には「中野委員、濱崎委員、小浦委員」、部会長は会長が兼務して欲しいとの提案がありましたがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

会長：

では、異議なしとのことですので、各委員の皆さんよろしくお願いいたします。なお宮城委員と小浦委員については本日はあいにく欠席ですので事務局で了解を取っていただきたいと思います。それでは、次第4の「滋賀県の景観行政の取り組みについて」事務局より説明をお願いします。

事務局：

それでは、新しくご就任いただいた委員の皆様には現在の県の景観行政の取り組み状況について簡単にご説明させていただいた後、議事に入っていただきたいと思います。担当よりご説明いたします。

- ・ 風景条例の説明(パンフレット、景観マップによる)
- ・ 景観法の説明(景観法の概要パンフレットによる)
- ・ 湖国風景づくり宣言の説明(宣言冊子による)

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。ただいまの説明について、何か質問はございますか。

会長：

いろいろ区域を決めているが、指導体制はどうなっているのですか。

事務局：

窓口は振興局です。書類は都市計画課までは上がってきません。

会長：

振興局の担当者は専門家が行っているのか、教えていただきたい。

事務局：

基本的に建築の技師が担当しています。

会長：

こうした事務は、専門的知識がある方にしていただかないといけないと思います。景観行政については、専門家ではない担当者の知識不足がよく指摘されるんですが、研修会や勉強会は行っていますか。

事務局：

担当者会議などは行っています。

会長：

景観行政団体の協議会については、定期的にそういう会を開いてはどうか。

事務局：

現在は全市町による景観形成連絡協議会を設置しています。また、景観行政団体からなる協議会につきましても、詳細はまだ詰まっていますが、そういう形でやっていけたらと考えております。

委員：

相談にこられたときに対応する人が非常に重要です。できれば専門のアドバイザーへ委託できれば良いが、それが難しいとしても県の担当者だけではなくて、民間の人がそういったところに関わっていけたら、と思います。

会長：

「湖国風景づくり宣言」は、精神的な方向性を言われている部分が多いような感じです。やはり具体的な体制づくりに踏み込まないといけない。具体的にどういう制度や体制としてきちっとやっていくのか。滋賀県は武村知事のころは、日本でも景観の先進県のひとつとして注目されていたが、その頃と比べて今は担当スタッフ

が少ないようです。風景で有名な県なので、これから活発的に活動していただけるよう、期待しています。

会長：

大規模建築等の届出で、デザインの基準は定まっているのですか。

事務局：

風景条例の例規集をご覧になっていただきたいのですが、これは琵琶湖景観形成地域の基準となっております。例えば色彩の基準でしたら、けばけばしい色彩とせず、出来るだけ周囲との調和を図るように、といった基準がありまして、それに基づいて指導しております。また、それぞれの地域ごとに基準が作られております。

委員：

これまでの景観形成の経緯ということで聞きたいが、大津市が古都法で指定された後の方が湖岸に高層マンションが立つようになったという話を聞きますが、県はどのような指導をしてきたのですか。

事務局：

大津では湖岸から大体30メートルのラインで景観形成地域を定めております。今おっしゃってるのは浜大津近辺とか唐橋周辺の高層マンションのことだと思います。まず、風景条例では高さ規制というのはありません。先ほど説明させていただいたように、勾配屋根や、色彩、植栽という指導基準になっておりますので、高さを風景条例で抑えるのは困難です。都市計画法では湖岸は商業地域であり、高度利用を促進するという計画になっております。大津市ではこの10月から景観法にもとづく景観計画を定めて、例えば高い建物については稜線を切らないように、というようなかたちで景観法に基づく指導をしております。

委員：

大津市の責任で都市計画が行われているということですか。

事務局：

高さを規制する道具としては、高度地区という都市計画の制度があるのですが、それは県ではなくて市が決めることになっておりまして、大津市は住居系の用途地域については高さを3種類定めて規制しているところです。今建っている地域については、そういった規制のない、商業地域に建っています。

会長：

古都保存法については、そのネーミングのために日本国民が誤解しているようだが、古都法は古都ではなくて、古都の自然と一帯となった周辺地域の歴史風土を保全するためのもので、市街地については何もしない、というものです。ですから、市の方はそれぞれ市街地についてもなんらかの施策をとったほうがいいと思いますが、そういうことは今まであまりやってきていないようです。

事務局：

古都保存法のことですが、大津市で指定されている地域は、わりと広い地域で指定されていますが、さらに今年、特別保存地区ということで、境内を中心に比叡山のあたりを指定しています。その他の地域については、期待されているような規制はできない、という感じです。

委員：

景観行政団体の大津市と彦根市と近江八幡市と高島市では、高さ制限はどうなっていますか。高さは稜線を切らないように、という仕組みはありますか。

事務局：

景観計画を作っているのは大津市と近江八幡市だけですが、大津市は先ほど説明した通りですし、近江八幡は10m以下ということで規制されております。また高島市、彦根市については風景条例の内容を盛り込んだ形にさせていただいております。

会長：

視点場をどこに設けるかが大事です。

委員：

遠景と中景と近景というものを考えて、それぞれ視点場を決めてしまえばどうですか。決めるポイントは、景観形成地域の種類に応じて近景、遠景といった距離を決めれば、今後守られていくのではないかな、と思います。

会長：

今の施行規則の基準があまり具体的ではないということもありますが、景観計画が出来て、次に進んでいくときに今のご意見が尊重されれば、充実したものになっていくのではないかと、思います。市の方では、熱心に取り組まれているところもあると思いますが、そうではないところもあると思いますので、県の方で景観形成の考え方や方法などで、指導的な立場を發揮して頂けたら、と思います。

他にご意見等がなければ、10分休憩をさせていただきます。

(休憩)

会長：

再開させていただきます。次に、議題に入りたいと思います。まず、1号議案の「景観審議会運営要領の改正」について、事務局からご説明をお願いします。

事務局:

資料(2)、議題1、滋賀県景観審議会運営要領の改正案について説明いたします。

- ・ 滋賀県景観審議会運営要領の説明
- ・ 景観審議会の専門部会の審議項目に「風致の維持に関する事項」を追加する提案
- ・ 風致地区の規制概要について説明
- ・ 現在の風致地区行政の現状と市町への権限移譲について説明
- ・ 滋賀県風致保全審査委員会の廃止について説明

会長:

移譲される時の条件というのは、それぞれの市で条例をつくり、かつ審議会も設置するということですか。

事務局:

条例制定権は県にありますので、県の条例をそのまま使っています。

事務局:

審議会は任意でつくっていただくか、あるいは県の景観審議会を利用するということになります。

会長:

そうすると、移譲されたところでも、この審議会で審議するのですか。

事務局:

草津市は独自で審議会をつくっています。

会長:

移譲済みの市町で審議会を持っているところはどこですか。

事務局:

大津市と草津市以外では、風致専門の審査会は設置されていません。

会長:

審査をするのはこの審議委員会ではなく、専門部会で審議をするということですか。

事務局:

はい。

委員:

高島市と近江八幡市に風致地区がないのは何故なんですか。

事務局：

10ヘクタール以上は県知事が地区指定するということで、それ以下は市町長の権限で地区指定できるのですが、当初指定されたとき、近江八幡市と、高島市は、未線引きという状況でしたので指定されなかったと思います。

委員：

風致地区を今後新たに指定するということは、ないんですか。

事務局：

それは可能です。

会長：

審議を専門部会でされるという提案ですけれども、この審議会ではいかがでしょうか。ここですと専門家だけじゃなくて、公募の委員の方もおられるし、いろいろ広くご意見を聞いたほうがいいように思います。

(一同、異議なし)

事務局：

それでは、運営要領の改正については、専門部会ではなく、当景観審議会で審議するという形で変更いたします。

会長：

よろしくをお願いします。では、次に2号議案の「景観影響調査書の添付が必要な琵琶湖景観形成地域内の届出に対する課題について」知事より当審議会へ諮問されておりますので、事務局より説明をお願いします。

事務局：

(資料3を朗読)

事務局：

では、申請者に来ていただいていますので、内容については申請者のほうから説明させていただきますけど、景観影響調査がどんなものかということ、先に説明させていただきます。

- ・ 景観影響調査とは、風景条例で指定する琵琶湖景観形成地域内に13メートル、もしくは4階以上の建物、もしくは工作物を建てる場合に、景観アセスメントを課すという規定。
- ・ 内容は、視点場を決めて、後ろの山並みの稜線を切らないかどうかをシミュレーション等をして評価す

るというシステム。

- ・ 調査の範囲は、建築計画地を中心に、おおむね半径15キロ以内を対象とする。
- ・ 主要な視点場を半径5キロ以内の範囲、主要な眺望景観を半径15キロ以内の範囲から抽出する。
- ・ 景観シミュレーションは、中景・遠景の場合高さが景観に与える影響を調査して、近景の場合は建物の意匠とか形態、色彩について、景観に与える影響を調査する。
- ・ 最後に総合評価という流れになっている。

今回につきましては、携帯電話基地局のアンテナ、鉄柱になっております。だいたい20メートル前後のものが出てきております。場所的には蓬萊駅、旧志賀町蓬萊駅の琵琶湖側という形になっておりますので、以下、申請者のほうが来てますので、詳細を説明してもらいますので、よろしくお願ひしたいと思います。

申請者：

(資料「景観影響調査書」に基づいて説明)

会長：

はい、ありがとうございました。今の施設の説明について質問ですが、視点場を湖面に取られなかったのはどうしてですか。距離を取りにくいとか、何かそういう理由でしょうか。

申請者：

そうですね、なかなか撮影もできませんし、普通、人がおられる場所でもないと思います。

会長：

いつも人がいるわけではなくても、ボートで出たり、船で出たりした時に、琵琶湖の風景がどう見えるかということが大事だと思いますが、1つも視点場を水面に取っておられない。それから、鉄塔の色をグレーに変えるとか、いろいろ変更しておられます。これは社内でご検討されて、こういうふうに変えていくことにされたんですか。それとも県からアドバイスを受けたんですか。

申請者：

県の担当の方と相談をさせていただきました。

委員：

視点場の設定についてお伺ひしたいんですが、蓬萊駅はどうして取られなかったんですか。最寄り駅は、蓬萊駅だと思うんですけど。視点場に駅を設定しているのは、和邇駅と志賀駅ですよね。最寄りの駅を取られなかった理由についてお教えてください。一応近景ということで選択できる可能性は制度的にはあるのではないですか。

事務局：

補足させていただきますと、中景・遠景だけを高さの基準によってシュミレーションしていただく。近景については、琵琶湖景観形成地域の基準に基づいて色彩や形態を評価するということです。

会長：

公共の視点場としては、蓬萊駅は近くて重要と思われまし、デザインやおさまりを考えるのに、蓬萊駅からのシュミレーションというか、写真があるのが審査するのに大変都合がいいと思います。これは今回資料がありませんので置いときまして、他にいかがでしょうか。一番最後から3枚目の写真で、こげ茶色からグレーにいただいている分ですが、これに出ている緑色のフェンスのところまでがNTTさんの敷地ですか。

申請者：

これは地主の土地です。

会長：

奥の区域だけを借りてつくられるのか。

申請者：

そうです。

会長：

アンテナを建てられる時に、一緒にこのフェンスを少し綺麗にさせていただくことを、地主さんにお願ひできませんか。

申請者：

色のことでしょうか。

会長：

色もありますけれども、フェンスはすぐ錆びてきますので、これをつくり変えるか、あるいはその前に植栽するかとか。そういうことをお願いできればいいなと思います。

申請者：

色を変えさしていただくのは、このフェンスよりもうすこし奥です。奥のほうに新たなフェンスを設置します。だいたい8×8の、64m²で色を塗らしていただきまして、木は植えさしてもらいます。

会長：

この木は、かなり将来大きくなる木ですか。

申請者：

カイツカイブキです。そんなに大きくなりません。

会長：

高木を植えるのは、技術的に支障があるんですか。

申請者：

そうです。

会長：

アンテナの高さは20mですから、10mぐらいまでになる木ですと問題無いと思いますが、アンテナに影響が出るんですか。

申請者：

影響は出ませんが、10mとなりますと、幹も太くなりますし、今までそういうことをやったこともございません。このフェンスで十分下にある機械は隠れますので、約5mないしは2.5mぐらいになるかと思いますが、フェンスの外に植栽することで、非常に中側がきれいになると思います。木のピッチは、従来は2mぐらいの間隔であけていましたが、ピッチの間隔を短くして植えさしていただいております。

会長：

ポールはかなり高いですが、その他のものは、カイツカイブキで隠れる高さですか。

申請者：

そうです。

会長：

他にご質問いかがでしょう。それから、これは景観とは直接関係ないんですけども、これはやはり公益性の高いものということを多分考慮に入れているだろうと思います。アンテナというものは、1本のアンテナが倒れると、別のアンテナで他の地域をカバーする方式ですか。

申請者：

ずっとエリアの測定をしますと、滋賀県の場合は非常に地形が入り組んでおりますもので、山の樹木、それから建物等々で、平面上はエリア化できてるんですけども、いざ行ってみますと全然使えないということが非常に多うございます。カバー地域につきましても、二重にやっているわけではないです。

会長：

ないんですか。

申請者：

電波が干渉してしまいますので、使えなくなります。

会長：

私はむしろ、二重になってれば、震災の時にいいと思ったんですけども。それから、これは耐震設計はどうなっているんですか。

申請者：

阪神大震災で当社のアンテナは、大損害というものはひとつもありませんでした。今も断層の近くとか、いろんな状況があると思いますが、基本的に通常の2倍程度の基礎をつくって、携帯電話を災害の時に使っていたらと。

会長：

災害の時にも使えるのですか。

申請者：

はい。

会長：

だから二重にしなくても大丈夫なんですね。

申請者：

はい。

委員：

植栽ですけども、通常、2メートルピッチぐらいでされているところを、今回できるだけ詰めていただけるといことなんですけど、どれぐらいのピッチで植えていただけるような状況ですか。カイヅカイブキの特性で考えると、よほど詰めて植えないと、こういう隠れたりするような幹でもないような気がしますので、できるだけ詰めていただきたいと思います。また、ポリウレタンの塗装をしていただいているんですけども、つや的にはどうなんですか。ピカッと光るものではないでしょうか。

申請者：

つや消しなのでそれは大丈夫です。

委員：

設置場所は、ここがベストチョイスなんですか。

会長：

琵琶湖景観形成地域よりも外に出したときの技術的な問題というのはあるのですか。今まであまり湖近くに設置されていないのに、これだけが湖側に設置しなければならない理由はあるのですか。

申請者：

景観形成地域外で161号線よりも琵琶湖側にある鉄塔は、いくつかございます。また、景観形成区域内で高さが13m以上の携帯基地局もございます。そういう中で、われわれもできるだけのことをしなければならないので、この報告書をつくらしていただく前に、去年の夏からいろいろやってまいりましたが、電波は樹木、高木、建物、そういうものに非常に弱いものでございます。独自の電波の測定をした結果、この場所が皆さまに使っていただく分には一番最適な場所かという判断を、やむを得ずしました。

一般にはアンテナの位置はどこでも良い、山に建てれば良いとよく言われるのですが、電波というのはそういうものではございません。アンテナから出てますのは、水平に120度と、垂直に60度出ているこの素子2つが合成されて、皆さまの携帯電話が使っていただけるようになっていくわけなのですが、その水平に出ているものと垂直に出ているものが、片方がグニャッとなってしまいますと、もうこれが電波通信の形成ができなくなってくる現状でございます。今、滋賀県の中でたくさん発生してますのは、先ほど申しましたが、平面状はエリア化できているのに、いざ地元の方にお聞きすると全く使えないという状況が発生しています。周りの樹木、それからこういうJRの高架とか、コンクリートの道路ですね、それが全部遮蔽物になってしまっているわけなんです。そういうところをくまなくぐり抜けてサービスをするためにはこの場所が最適だろうという判断をしました。

会長：

素人的には、この高架の反対側に、裏に持っていても、あんまり大きい違いでないように見えますけれども、他にはいかがでしょう。

委員：

周辺の基地局で、北は木戸で、南は和邇ってあるんですけども、八屋戸につくって、もうその他の基地局までの間のエリアは全部網羅できて、通信がよくなるんですか。それともまた何か建てるが必要になってくるんでしょうか。

申請者：

多少の調整をしなければならないということはあるかと思えますけども、ほぼ今欠けております八屋戸の周辺はカバーできます、はい。

委員：

素人的な質問なんですけれども、こうしたことも将来的に、衛星電波が解決してくるということはあるんです

か。そうした展望とかあれば教えてください。

申請者:

まず、今の周波数が、2ギガ帯というものを使わせていただきまして、今後その2ギガ帯がもうお客様でいっぱいになってしまっていて、1.7ギガ帯というものを使う、導入していく予定がございます。もう1つは、衛星に関しては、これは私らももっと勉強しなければならないのですが、衛星電波は地下、それから部屋の中ではほとんど使えない状態だと聞いています。

会長:

私、前に風力発電の案件が出るころまで風致審査委員会の会長をさせていただいておりますね、その時には必ず現地へ行くということにしてみました。やっぱり見ないとですね、現地見ないとわからないのですね。これからも、時間を取ることになって恐縮なんですけれども、現地を見るということを原則にさせていただいたらどうかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

事務局:

皆さん行くという話でしたら、今後準備させていただきます。

会長:

よろしくお願ひします。それから近景についても、みんながよく使う公共性の高い視点場というんですか、そういうところの近景についてもシュミレーション付けていただくのがいいと思うんですね。今回の場合もそれが抜けているのと、湖側からがないというのは、私はかなり気にはなるんですけどもね。県のこの指導のモデルというのは、たいてい湖側から見てありますので、それが全くないというのは、ちょっと気になっているんですけども。

事務局:

手引書では、高さ15mから31mの建物についての視点場は、湖上に設定するかは任意ですので。

会長:

以降は、湖側からの、景観的にそれが目立つ場所でシュミレーションを1つやっていただきたい。一番目立つ場所でどれくらいになるのか、という視点で検討したい。

委員:

今おっしゃった件で、近景の視点場の選び方は任意なんですか。

事務局:

視点場につきましては、不特定多数が集まるところということで、具体的には決まっています。原則は申請

者が調査して視点場を選ぶという形になっていますが、事務局にも相談がありまして、現地を見て決めていきます。

委員

近景の視点場から見る時は、たしかに高さは見ませんが、色や調和もチェックしますので、その場合に近景のほうというか、今、会長がおっしゃったように、目立たないところをむこうが持ってくるのが当然だと思います。むしろチェックを入れないといけない視点ではないかというふうに思うので、事前にご相談された時とかにそういうアドバイスをしていただけるならばクリアされる部分もあると思います。

会長：

蓬萊駅のシミュレーションを出していただいて、メールで委員の方に送っていただくとか、先ほどの専門部会の人たちにでも見ていただいて、それについては、それを見た上でのアドバイスについては一任いただく、それぐらいはさしていただいたほうがいいかと思います。

事務局：

蓬萊駅からのシミュレーションをつくってもらおうということで連絡します。

会長：

それから、茶色からグレーにするのも、これも人によって意見があるところじゃないかなという気がする。グレーというのは工場っぽいといいますかね、色として親しみにくい色という気もするんですが、他の委員の方、いかがでしょうか。この写真はなんとなく茶色がかったようなグレーですので、冷たいというか、そういう印象が私はするんですが、いかがでしょう。こげ茶色か、この茶色をもう少し薄くしたぐらいがという気もしますが、グレーでも特に悪いことはないと思うんですけど。

事務局：

県の場合、携帯基地局は琵琶湖以外にもかなり申請は出ています。だいたい100件ぐらい県内で出てまして、これは各振興局で処理しているのですが、通常、背景に山がある場合は茶系色、そして、天空になる場合は、どちらかというところグレーなりコンクリート色という指導をしております。今回の場合、湖西線がほとんどコンクリート色であり、電柱も着色したものがなかったので、逆に茶色にするとそれだけが浮き出る可能性があるのもので、周囲と合わせていただきました。

委員：

この場所でも、13m以下の高さであればいいんですよね。

事務局：

申請は必要ですが、アセスメントはいりません。

委員:

地震の時のリスクの分散も考えたら、別にこの場所に20mを1本建てるよりは、13m以下を3本建てて、コストパフォーマンスは悪いけれど、そういう観点のシミュレーションはされたのかなということは思います。それと、最近ではNTT柱と関電柱は、共同柱を建てて、電柱を減らそうということになって、1本の電線に管理権者をきちっと分けて、関電柱の上にNTTを乗せたり、他の線も乗せたりしてます。そういう観点からすると、JRと協議されてですね、今回そうすべきとは言いませんけど、今後そういうことをしたほうが良いのかな、と思います。というのは、この20メートルの鉄塔をこのまま建てたらですね、地下工事は結構大変ですよ。

自分の敷地で自己用財産のために何か構築する必要があるれば、それはその人の土地だから、それは法的に受任できる範囲内は積極的に理解しようと思うけども、今回のように借地に建てるということならば、もうちょっと法令のエリアの中のことはそれなりに考えてやることが公共性というものじゃないかなと思って、ちょっと申し上げるんです。もちろん、そういう調査はもうさんざんやった結果、この場所で20mが必要ということでしたら、それでいいんですけどね。

会長:

私も経済性をかなり配慮してこういうことを県は考えたんじゃないかなって心配は拭えないです。それから、さっき技術的な説明がありましたが、今後、第三者の技術者の評価といいますか、意見を必ず聞くようにしていただけないかなと思います。別の大学の先生とかですね、第三者の技術者の意見を、参考意見を聞くようにしていただきたい。今回は僕は電波のこともあるし、そう厳しいことも言わなくてもいいような感じはするんですけども、やはり責任がある立場ですので、第三者の技術的な意見も聞くというのを原則にしていだけたらと思います。

委員:

高さ20mはかなり高いですよ。それで、20mの根拠になっているよりどころは、湖西線の高架の最高部が17mのところを基準にされているのですけども、本当はそれが15mでいけるのであればやっぱりそうされるべきですし、サービスを提供される側については、やはりこう高ければ高いほど、後々のことを考えてもよいという判断にされて20mにされているのかなという気もします。ここの判断基準というところが、もう少し具体性があってもいいのかなというふうには思います。

会長:

20mの理由は、ちょっと納得がいかない感じがしますね。

申請者:

電波は、皆さんが通常考えておられるよりも非常に弱いものです。弊社でもできるだけ最初に、13mでなんとかならないのかという調査を相当したのですが、やはり20mまで上げないと、届かないわけです。その中で、出来るだけ低く、ということで協議してこの高さが出てきました。

会長：

高さや位置の説明が、私には不行き届きに思います。もう少し詳しく、わかりやすく出していただければなと思います。次回からは事務局のほうにもそういうご指導をお願いすることとして、今回審議しなおすことは大変です。

蓬萊駅からのシミュレーションを加えていただいて、植樹については、もう少し密にさせていただくことをお願いします。また、高木がいけないという理由も、私はさっきのほうではちょっとあんまり説得力がないように思います。できれば中木、隣の引き込み柱に近いぐらいまでのものがもし1本あれば、だいぶ和やかにはなるかもしれません。それぐらいの条件を付けさしていただいて、もう少し高い木も植えていただきたいというのも加えていいでしょうか。そして、低木ももう少し増やしていただく。景観形成区域でシミュレーションせんならんのが入ってくると、なかなか大変になります。

委員：

樹木なんですけど、やはり高い木というのは横に張らないと高くなれないのではないですか。

会長：

敷地が小さいんですかね。

委員：

そうだと思います。その制限からカイツカイブキが一番管理しやすい形状なんだと思います。

会長：

それをもう少し密にしてくださいという要望ぐらいで十分ですか。そうしますと、蓬萊駅からのシミュレーションを加えていただくことと、樹木をもう少し密になるように植えることとしてください。2つを付帯条件ということをお願いします。

事務局のほうへのご要望としては、次回からは公共性の高い視点場をシミュレーションに入れていただくというのと、技術的な問題については、もう少し審査が客観的になるようにしていただきたい。

委員：

八所神社から琵琶湖って見えませんか。

事務局：

多分見えないと思います。駅と高架がありまして、また民家も点在してますので、直接的には見えないと思います。

委員：

わかりました。見えたらそれも景観に関わってくるのかなと、位置的にそう思ったのですが。

会長：

色については、もうグレーでよろしいでしょうか。次回からは、今までこういう空が青い時にはグレーとか決めないで、ご検討いただければと思いますが、今回は今までご指導しておられるということで見ただけであればと思います。

次に、「景観法に基づく景観計画の考え方について」事務局からご説明をお願いします。

事務局：

(資料 NO4 について説明)

会長：

いまのところ、具体的な内容についてはこれからの検討ということですから、これからどういうことを検討していただきたいとか、こういう内容にしてもらったらどうかというようなお話を願えればと思います。今のご説明だと、景観計画の区域は今までよりは広げないということですね。

事務局：

基本的には風景条例の景観形成地域・地区を景観計画で位置づけていきたいと考えております。

会長：

景観計画に移行するというようなことですか。

事務局：

そうです。イメージ的にはそう考えております。

会長：

内容を景観計画、景観法にあわせていくということですね。法第17条に基づく「変更命令」の活用について、説明してください。

事務局：

景観法では、委任条例で変更命令を定めることができます。今までは、独自条例である風景条例では変更命令まではできませんでした。風景条例では指導、助言、さらには勧告まで出来ますが、あくまで行政指導ですので、指導に従わない場合の次の手段がありませんでした。しかし景観法に基づく委任条例では、デザインや色彩に強制力を持たせることができます。例えば色につきましては、ケバケバしい色彩について指導に従わない案件が出てきた場合、変更命令まで可能になっております。変更命令については条例で定める必要があります。従って、今後県として変更命令までが必要なのか、それとも今までどおり指導勧告までいいのかという検討を加えた上で、必要ならば条例の委任部分に位置づける必要がありますので、今後検

討していきたいと考えております。

会長：

今までに、これは困るなどが、命令しなきゃならないような事例はありますか。

事務局：

いえ、実際はないです。風景条例では指導、助言および勧告まで可能ですが、勧告自体もまだ使ったことはありません。

会長：

国道の付近は、みな指定地域に入っていますか。

事務局：

指定しているのは3路線です。信楽のほうから多賀までの国道 307 号線、草津から彦根までの大津能登川長浜線、それと関ヶ原から木之本までの国道 365 号線で、基本的には県管理となっています。

会長：

問題は、制度が変更命令になっても、罰則とセットでないと、あまり意味がないのではないか、ということです。

事務局：

変更命令につきましては、懲役刑まであります。

会長：

今の風景条例に懲役刑まで入っているんですか。

事務局：

それはありません。

会長：

景観法になれば、デザインとか、作り方についても罰則をする形。それはこれからの条例をつくられる時の方針ですね。

私、あまりひどいものは厳しく罰則も入れて、一応脅しにしたいなとは思いますが。

事務局：

現在の風景条例を昭和 59 年につくった時に議論がありまして、かなり強制力を持たしたものにするのか、指導助言的なものにするのか、県議会の中でもだいぶ議論が行われた結果、今のような制度で指導をしていく

ということになっております。

会長：

私の希望ですけれど、広告物の制限の方向性や、大規模建築物の制限に関するいろいろ難しい課題があるのですが、県のほうでご担当される方の人数も少ないので、できればコンサルタントに調査を委託をして他府県の事例や外国での事例等の資料を出してもらい、そうしていろんな資料も見た上で判断するようにしていただくとありがたいなと思います。

事務局：

1点確認してよろしいでしょうか。先ほどの案件について、今後申請者と連絡をとって、ご指示いただいた資料をまとめようと思うのですが、以降は会長一任という形でよろしいでしょうか。それとも改めてまた審議会を開く必要があるのでしょうか。

会長：

資料等をメールで、各委員に送っていただいて、シミュレーションの写真を見て、もし意見があれば言っていただきますでしょうか。そして、意見を私のほうに送っていただくことにしましょう。皆さんのご意見を勘案して、私がまとめられるようでしたらそれでまとめて、皆さんにこういう形にしましたんていうことを事後報告するということでもよろしいでしょうか。

事務局：

わかりました。

会長：

景観計画についてはこれから審議を詰めていくこととなりますので、今日はこれぐらいにさしていただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

事務局：

どうも長時間ありがとうございました。ご指摘いただいた点につきましては、きちっと整理したいと思っております。次回から、景観法に基づく景観計画、あるいは風景条例の改正、これに目指して精力的に取り組んでいきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。今年度の3月末あたりに次回を予定しておりますので、またよろしく願いたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

会長：

どうもありがとうございました。

～終了～

